

# 指摘事項

## 認知症対応型共同生活介護

令和8年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

## 「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成24年12月21日鳥取市条例第45号)

## 「地域密着予防条例」

鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月21日鳥取市条例第46号)

# ◎根拠条文

---

## 「留意事項通知」

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成18年3月31日老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018)

## 「処遇改善通知」

介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示  
について(令和7年度分)(老発0207第5号 令和7年2月7日)

# ☆内容及び手続の説明及び同意

■重要事項説明書に記載すべき内容が不足している。（条例第129条で準用する第10条、予防条例第86条で準用する第11条）

認知症対応型共同生活介護において重要事項説明書に記載が必要な事項は、以下のとおり。

- ①運営規程の概要
- ②介護従業者の勤務体制
- ③事故発生時の対応
- ④苦情処理の体制
- ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況  
（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

※定期的に重要事項説明書の記載内容を確認し、最新の情報に更新してください。

# ☆計画の作成

---

■認知症対応型共同生活介護計画（以下「計画」という）の作成にあたっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により利用者の多様な活動の確保に努めること。（地域密着条例第119条、地域密着予防条例88条）

その他の多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものです。

# ☆事故発生時の対応

■誤薬（服薬漏れ）について事故報告がなされていなかった。（地域密着条例第129条で準用する第41条、地域密着予防条例第86条で準用する第37条）

報告が必要な事故が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って速やかに報告書を提出すること。

## 【報告が必要な事故】

- ・サービス提供中に、利用者が負傷または死亡した場合
- ・誤薬（服薬漏れ） ・感染症等の発生 ・食中毒の発生
- ・職員（従業者）の法令違反・不祥事等が発生した場合（利用者の処遇に影響があるものに限る）
- ・離設 ・その他、利用者の所持品、家財等を破損するなど、利用者又はその家族等から苦情が出ている場合

# ☆地域との連携

- 運営推進会議の構成員が不足している。
- 運営推進会議の記録が、外部に公表されていない。

（地域密着条例第129条で準用する第60条の17、地域密着予防条例第86条で準用する第39条）

運営推進会議の構成員は

- （1）利用者又は利用者の家族
- （2）地域住民の代表
- （3）認知症対応型共同生活介護事業について知見を有する者
- （4）鳥取市の職員又は地域包括支援センター職員

報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表しなければならない。事業所での掲示やホームページなど。

# ☆利用料等の受領

---

■利用者の通院の介助の費用を別に徴収していた。

(条例第110条、条例第117条、予防条例第70条、予防条例第77条)

通院の介助は、利用者に対する日常生活上の援助に当たることから、介護報酬（保険給付）に評価され、グループホームが提供する介護サービスの一環として行われるべきものであり、原則として、グループホームが行う必要がある。このことから、家族の希望により家族等が行う場合を除き、グループホームが対応すること。

# ☆業務継続計画の策定

---

■業務継続計画について、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施し、その記録を残すこと。

研修及び訓練はそれぞれ必要な回数行う必要があります。  
研修と訓練を同時に行う場合は、それぞれを実施したことがわかるように記録を残してください。

# ☆衛生管理等

---

■感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会について、開催はしているが、委員会の議事録が残されていなかった。

■感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会、研修及び訓練について、内容が整理されていない。

委員会の議事録は必ず作成し、従業者に周知徹底を図ること。  
また、委員会、研修、訓練はそれぞれ別の役割があります。内容を整理したうえで、適切に行ってください。

# ☆生活機能向上連携加算

---

(留意事項 第2の6 (17) )

■生活機能向上連携加算について、リハビリテーション事業所の理学療法士等が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、当該利用者のADLとIADLに関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成担当者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価を行うこと。

# ☆生活機能向上連携加算

■生活機能向上連携加算について、認知症対応型共同生活介護計画には、生活機能アセスメント結果のほか、その他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載すること。

## 記載すべき内容

- a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容
- b 生活機能向上アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標
- c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標
- d b及びcの目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容

# ☆生活機能向上連携加算

---

■生活機能向上連携加算について、認知症対応型共同生活介護計画に定める3月を目途とする目標及び経過的に達成すべき目標について、利用者の意向も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。

# ☆生活機能向上連携加算

---

■生活機能向上連携加算の算定期間中は、各月における目標の達成度合いに基づき、利用者及び理学療法士等に報告し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及び3月を目標とする達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。

■生活機能向上連携加算について、理学療法士等と連携した記録を残しておくこと。

# ☆協力医療機関連携加算

---

■協力医療機関連携加算について、会議を行う協力医療機関との間で、入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している旨を取り決めておくこと。

(留意事項 第2の6 (12))